

神河町監査委員告示第 1 号

令和 3 年 3 月 15 日付けで地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき請求のあった神河町長に対する措置請求について審査を行ったので、同条第 5 項の規定によりその結果を公表します。

令和 3 年 3 月 30 日

神河町監査委員 清 瀬 茂 生

神河町監査委員 小 寺 俊 輔

監査の結果

本件措置請求は、地方自治法 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしておらず、適法な請求とは認められないので、却下する。

事実及び理由

第 1 監査請求の申立て

1 請求人

住 所 兵庫県神崎郡神河町東柏尾 9 番地の 1

氏 名 坂田幸生

2 請求書の收受

令和 3 年 3 月 15 日

第 2 監査委員の判断

1 同一住民による同一行為等を対象とした再度の住民監査請求について

本請求については、一部補正が加わっているものの、令和元年 7 月 26 日付け神河（監）第 34 号で受け付け、令和元年 9 月 20 日付け神河（監）第 47 号で監査結果を通知した、同一請求人による住民監査請求と同一である。

同一の住民監査請求を再度行うことについて、最高裁は、「地方自治法 242 条 1 項の規定による住民監査請求に対し、同条 3 項の規定による監査委員の監査の結果が請求人に通知された場合において、請求人たる住民は、右監査の結果に対して不服があるときは、地方自治法 242 条の 2 第 1 項の規定に基づき同条の 2 第 2 項 1 号の定める期間内に訴えを提起すべきものであり、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていないものと解するのが相当である。所論は、先の監査請求と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求であっても、新たに違法、不当事由を追加し又は新証拠を資料として提出する場合には、別個の監査請求として適法である旨主張するが、かかる見解は採用することができない。」（昭和 62 年 2 月 20 日最高裁判決）と判示している。

本請求の対象とする行為（変更契約の締結）は、同一請求人が先に監査請求の対象とした行為と同一であり、同一の監査請求が再度行われたものと認められる。添付の別紙事実証明書は一部異なるものの、そのことをもって別個の監査請求であるとする理由はない。

2 当該行為のあった日又は終わった日から1年が経過していることについて

地方自治法第242条第2項本文は、行政上の法律関係の早期の安定という要請から、住民監査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができないと規定している。しかし、当該行為が秘密裡になされた場合等にも右趣旨を貫くことは相当ではなく、同項ただし書で、「正当な理由」がある場合には、1年を経過した後であっても、監査請求できるとしている。

そのうえで、「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、相当の注意力をもって調査すれば、客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から「相当な期間内」に監査請求をしたかどうかによって判断すべきであると解されている（昭和63年4月22日最高裁判決）。

これを本件についてみると、当該行為（変更契約の締結）は平成31年3月29日になされており、その行為の翌日から起算して既に1年以上が経過している。

また、請求人は、当該行為のあった日から1年以上経過した後に本件監査請求をしたことについて「正当な理由」があると主張しているが、令和元年7月26日に当該行為を対象とした監査請求を提出していることから、当該行為の存在及び内容を認識しているため、「正当な理由」があるとの判断はできない。

したがって、本件監査請求は、監査請求の期間を徒過したものというべきである。

3 請求人が求める措置内容の適法性について

請求人は、監査委員に対し、神河町長を刑事告発することを求めているが、地方自治法第242条第1項は、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」としている。すなわち、住民監査請求の内容は、同項規定のものに限定される。

したがって、監査委員に対し、神河町長を刑事告発することを求めることは、地方自治法が認める請求とは異なる請求であって、不適法である。

4 結論

以上のことから、本件措置請求は地方自治法242条に規定される住民監査請求の要件を満たしておらず、適法な請求とは認められないので、却下する。